

令和2年5月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和2年5月7日（木）
- 2 場 所 市役所南別館3階委員会室
- 3 開始時間 13時30分
- 4 終了時間 16時00分
- 5 出席者
教育委員
児玉教育長、赤松委員、中原委員、濱田委員、岡村委員
説明者
栗山教育部長、大田教育総務課長、深江学校教育課長、森重スポーツ振興課長、加藤生涯学習課長、
桑畑文化財課長、武田美術館長、椎屋教育総務課主幹
- 6 会議録署名委員
濱田委員、岡村委員

7 開 会

◎教育長

それでは、ただいまから令和2年5月定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。本日の委員会の終了時間は、午後4時を予定しております。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、市民憲章朗読をよろしくお願いいたします。

8 会議録署名委員の指名

◎教育長

それでは、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録の署名委員は、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、濱田委員、岡村委員にお願いいたします。

9 教育長報告

◎教育長

それでは、教育長報告に入らせていただきます。

まず、レジュメに沿ってお話を進めていきたいと思っております。

新聞記事等から学校・地域の頑張りということで、休校中でありました3月、4月にかけては、NPO法人都城大淀川サミットの方々が中霧島小学校のプールに酵母菌を入れて、プールが浄化される様子を観察させてくださいということで、中霧島小学校が協力をしているということでございます。

それから、この休校中に、児童・生徒応援プロジェクトというものを立ち上げました。このプロジェクトというのは、市内におります指導教諭にお願いしまして、それぞれ二本から三本の動画を発信するという形になりました。このような形での発信につきましては、先生方は、当然ながら初めての経験でございましたけれども、快く引き受けていただきまして、今、全部合わせますと20本上がっているところでございます。どのような動画かということをお知らせしたいと思っております。

そのうちの1本でございます。これは、沖水中学校の木村先生でございます。

〔動画再生〕

◎教育長

このような動画を今20本ほど上げている状況でございます。それぞれの指導教諭の先生方の得意な分野をやってもらっているのですけれども、家庭で親子一緒にやるような題材も揃っておりまして、かなりの好評を受けております。

では、今休校に追い込まれている中での新型コロナウイルスにかかる喫緊の対応について取りまとめをしましたのでご説明したいと思います。

まず、臨時休業期間でございますが、3月2日から3月26日の間、実質18日間の休業となっているところです。未履修につきましては、実施しなければならぬ学習内容を各学校から抽出してまいりました。内容でございます。実際の時数ではなく内容でございます。そうしますと、大体1学年当たり、小学校ではこの期間約38時間が未履修、中学校におきましては、約35時間が未履修と学校側も考えています。

それから、4月22日から5月10日までがまた休業期間となりました。この期間は実質9日間になります。この期間におきましても、学校再開以降に改めて学校に対して調査を行い、各学校の学習状況を把握した上で、児童・生徒の学習に遅れが生じないように、時間割編成の工夫や学校行事の削減、及び夏季休業期間の短縮等に対応してまいりたいと思っております。まだこれにつきましては、休業期間が伸びましたので、また後でお話ししますが、まだ長くなると思っております。

続きまして、都城市立小・中学校版の感染症予防ガイドラインについてでございます。

まず、委員の先生方には、4月3日にガイドラインができましたということをお伝えしたと思っております、改訂版を作成いたしました。4月22日に改訂したわけでございます。全部を説明すると時間がかかりますので、改訂部分のみをお示ししたいと思います。

まず、校内環境において、手洗いや換気及び体育中のマスクについて、具体的な表示にしました。これは1ページ目、市ガイドラインのガと書いてあります1ページ目から2ページ目にかかるところの下線部分でございます。また、②水泳指導について加筆をしたところでございます。3ページにあります水泳指導でございます。実施を可としましたが、更衣をするときに気をつけなといけませんというようなことをつけ足しております。

③でございますが、部活動については、制限時間の延長を行っておりますので、これについてもまだまだ延長されたということで、5月24日までの部活動停止という形になっております。

④番目、昼休みについて具体的な記述をさせていただきました。5ページになります。10分前には運動をやめさせて、流水と石けんで手をよく洗うということになっております。

それから、⑤番目といたしまして、登校の判断について、保護者から申し出で出席停止の取り扱いについて、を加筆しております。これについては、6ページになります。まずは、合理的な理由があると校長が判断した場合には、出席停止の扱いができるということでございます。6ページの(5)でございますが、出席停止の取り扱いについてということで、本ガイドラインの期間において、家庭で発熱を確認した場合は出席停止とする。なお、これまで本ガイドライン等に基づき、自己欠や病欠扱いにした場合もさかのぼって出席停止とすることができるということで、かなり緩和して行われております。

次に⑥番目でございます。児童・生徒等及び教職員から感染者が出た場合について、ということでございますが、これは、ガイドラインの7ページでございます。これにつきましては、いろいろなところのご判断をいただきながら、臨時休業の規模・期間について別途判断するという形になります。

続きまして、臨時休業中の児童・生徒の自宅学習及び教職員の実務についてでございます。これは、今回のレジメのほうをご覧ください。(ウ)のところになります。著しい遅れが生じないように、各学校が指導計画を踏まえたプリントや問題集等の家庭学習を課しているところでございますが、さらに、休業期間が延長しましたものですから、その期間につきましては、予習的な課題も出すようにという指示をしているとこ

ろでございます。

教職員の実務内容については、教材研究や臨時休業中の課題作成及び提出された課題の添削、さらには、家庭訪問や電話連絡等を行っている状況でございます。その中で、裏面でございますが、教職員の勤務について、これまで休業時間中、教職員の勤務については、県教育委員会に準じて勤務日の約五割程度を上限として、校長が在宅勤務を認めておりました。その際の服務は自宅への出張扱いとして、業務内容は教材研究や休業期間等の課題作成等としています。在宅勤務の場合の報告書は不要とし、成果物を校長が確認することとしておりました。県教育委員会は、在宅勤務の育児・介護が不可となっていたわけなのですけれども、これをやりますと、教職員の子どもたちは、自分の子どもは学校や児童クラブに出しておいて、自分は自宅勤務することになりますので、県教委と協議をして、都城はそれを可としております。

なお、学校に勤務する市の職員につきましては、分散勤務で、月曜日から日曜日の勤務の割り振りをして、出勤者の削減を目指しているわけなのですけれども、在宅勤務等に該当することができないという回答をいただき、実際には普通どおり勤務するしかないという形になっております。

また、児童クラブ等の学童保育についてでございますが、今のところですが、午前7時半からの開設をしているところが、これは通常の夏休み等と同じような開始時間でございますが、33クラブ。午前8時からの開設ですと、これがちょっと遅くなる、30分遅い開設なのですけれども、30クラブ。午後からの開設は5クラブ。閉所が1クラブ。この閉所しているクラブは、イオンモール都城駅内にあるものでございますので、イオンモール自体が閉じておりましたので、こういう形になりました。これにより、学校預かりの子どもたちが3月の臨時休業時と比べると30人ほど増え、市内では80名程度となっております。今後、学校の休業が延長されれば、学童保育等の対応が難しくなることが予想されております。3つの密を避けるためにも、学校の教室の開放、その他の学校の職員の配置等について、校長会をお願いをしたところでございますが、本日また新たなお願いを臨時校長会でしておりますので、後ほどお話をさせていただきます。

フッ化物洗口の実施につきましてですが、これは休業が明けた後の話でございます。フッ化物洗口を安全に実施する準備が整うまで、一時休止としたいと思っております。フッ化物洗口を実施する上で必要な感染症対策について、フッ化物洗口のマニュアルに載っておりませんので、この見直しを今、行っているところでございます。しかしながら、日本口腔衛生学会から次のような通知が来ております。

休校となっている場合は、自宅等で生活している児童がストレスや生活の変化によって、う歯を含む歯科疾患に罹患しやすくなることが危惧されます。中略でございますが、国や地方自治体の緊急事態宣言等が撤回されたときには、速やかにフッ化物洗口を再開することを地域の関係者で決めておくことが大切というようなことが出ておりました。

続きまして、教育委員会が所管する建物等につきましてはですが、図書館、美術館、歴史資料館、都城島津邸、市体育館や各地区体育館、各地区公民館の部屋の貸し出し等、5月10日まで閉館する予定でございます。屋内施設は閉じているのですけれども、屋外公園等は開放しているために、各種駐車場は使用できることになっております。

それでは、本日、臨時校長会を午前中やりましたので、そのときに配付しました文書に基づいて説明を加えたいと思います。各小・中学校校長様と書かれた本日5月7日の文書をお出しください。事前に教育委員の先生方にはお話をしましたとおり、臨時休業の終了期間を5月24日、日曜日まで延長をさせていただきたいと思っております。登校日につきましては、臨時休業中に登校日を設定し、学習活動を実施する旨、通知をいたしました。まず、5月11日（月曜日）と22日（金曜日）は全児童・生徒が登校する全員登校日とする。5月12日（火曜日）から5月21日（木曜日）までの期間、一つの学級をおおむね2つの班に分けて登校させる分散登校日とする。ただし、以下の学校については、分散せずに登校日を指定する。以下というのは、一番下に書いてある※印でございます。もともと小さい学校で、そしてそれを吸収してできる中学

校が存在するところがございます。西岳、吉之元、夏尾、笛水小・中学校がそれぞれ西岳中、夏尾中、そして、笛水小・中学校となりますけれども、ここをA班に準じまして、12、14、18、20日を登校日といたします。有水小、有水中につきましてはB班に準じて、13、15、19、21日を登校日としますというような形です。登校日には、給食を実施することになっております。ただし、アレルギー等による除去食のある児童・生徒の登校日については、明日になります。5月8日（金曜日）17時までには必ず学校給食課へ連絡をするという形になっております。

続きまして、裏面でございます。

登校日の学習活動についてでございますが、学習活動を計画的に実施するという形になります。ただし、指導要領上の授業日数には含まれないものとして取り扱います。しかし、履修不足になっているところも考えて、学習評価には反映することができる。つまり、やり終えたというふうに判断することも可能です。一定の要件を満たす場合には、学校の再開後等に再度授業において取り扱う必要はありません。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い、学校に登校できない児童・生徒の学習指導についてという通知文が出ております。その中に同じように書かれているところです。

その他でございます。

5月11日（月曜日）及び22日（金曜日）は、全員登校日、給食もありとしますけれども、始業時間を遅らせたり、午前・午後と分けて分散登校させたりするなど、各学校の実情に応じて工夫してもよいということにしました。臨時休業期間中における次の項目についてはこれまでどおりとします。

- ① 部活動に関すること、
- ② 登校日以外でやむを得ない事情により、登校の希望がある者に対する学校の対応に関すること、つまりは、学校で受け入れますということでございます。

教職員の在宅勤務や時差出勤等については、業務に支障のない範囲で認めるとしておりますが、ほぼ全員の教員が必要になってきておりますので、なかなか難しいところもあります。そして、これまでは校庭の開放をしておりましたが、学校施設は開放できなくなりますので、開放しないこと。保護者等への連絡につきましては、別紙資料を活用し、確実にすること。今後、臨時休業期間等に変更があった場合は、改めて連絡をすることにしております。

保護者向けのプリントをご覧ください。おおむね校長先生方に発出したものと同じこととなります。しかしながら、保護者にとっては、自分の子がA班なのか、B班なのかということが非常に大きな問題になってきております。これにつきましても、校長会等で質問が出ましたけれども、今、早急に小学校がまず最初にA班、B班を決めているところがございます。おおむね半数になるように考えてもらっています。そこが決まり次第、これを中学校が吸い上げて、そして、中学校のA班、B班を決めていくという流れになっております。

裏面をご覧ください。保護者方に対するお願いを書いております。手洗い、咳エチケットについて指導しておりますので、ご家庭でもよろしくお願ひしますということ。毎朝の自宅でのお子様の検温、そして、検温表を配付しておりますので、毎日ご記入、そして、学級担任への提出というところが重要なところでございます。

以上のような文書を本日、発出させていただいたところでございます。

ここまで色々とお話をしてまいりましたけれども、何かご質問等ありましたら、お願ひいたします。

○赤松委員

質問ではないのですが、今回、本市の教育委員会の分散登校についてのご対応というのは、文部科学省が示した小1、小6、中3を中心としたやり方では他の学年が放つかれるのという気持ちになるなど、そんな不公平感を感じる声をいろいろな方から聞いたのですが、それに比べて、極めて公平な感覚で保護者も受

けとめることができ、我が子に対する先生方の思いやりが届く、そういうやり方となっているので、非常に好ましいことだなと私は思って、話を聞かせていただきました。

また、実際にA、Bをどう決めるかというのは、兄弟関係が小中学校にまたがって在籍しておられると思うので、小学校が先に決めたものを中学校が吸い取って対応するというのを、教育長がおっしゃいましたが、家庭的に、兄弟関係で混乱がないような形でされていくのだなと思いました。それも、とても適切なことだと思います。お子さんが沢山いらっしゃる家庭もあると思いますので、それぞれの家庭が安心して家庭学習と学校での学習活動が展開されるよう、そういう形で実施されるということは素晴らしいことだなと思って、聞かせていただきました。円滑に進んでいくことを本当に心から応援したいと思います。

◎教育長

ほかには何かございませんでしょうか。

○岡村委員

私も赤松委員と同じ意見で、子どもたちに寄り添った計画だなと思って嬉しく思ったところです。また、給食を実施ということで、食数の計算とか、材料の発注とか、ばたばたしながら対応していただけるので、ありがたいと思っているところです。

一つだけ教えていただきたいことがあるのですが、学習活動の実施とありますので、宮崎市とかは午前中だけの授業とか、中学校は28時間とかいわれておりますけれども、都城市はどんな考えでいらっしゃるすか。

◎教育長

普通登校を可としておりますので、最大6時間授業することができますので、そのように取り扱うつもりでございます。

○岡村委員

ありがとうございます。

◎教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは続きまして、生徒指導状況の報告をさせていただきたいと思いますが、ここはまたその他のところでもう一度話をさせていただきたいと思いますので、一旦、教育長報告を終わらせていただきます。

10 議 事

【報告第26号、報告第27号、報告第28号、議案第5号及び議案第6号】

◎教育長

では、議事に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

報告第26号、27号、28号、議案第5号及び第6号を文化財課課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●文化財課長

文化財課の桑畑です。よろしくお願いいたします。

今、教育長からありましたように、報告事項が3件、それから、議案が2件ございます。説明をさせていただきます。

まず、報告第26号でございます。令和2年度都城歴史資料館企画展「発掘速報展 みやこんじょのお宝発掘」開催要項の制定について説明させていただきます。

要項をご覧ください。この企画展は、都城の子どもたちをはじめ、多くの市民の皆様へ地域の歴史に興味

を持ってもらい、歴史を身近に感じてもらうために開催するものでございます。近年都城市内では、多くの発掘調査が行われております。過去5、6年を振り返っても、20地点以上で発掘調査が行われておりまして、旧石器時代から近現代までの幅広い時代の人々の生活の痕跡が見つかっております。今回の企画展では、それらの遺跡から見つかった出土品を中心に展示を行い、説明パネルを用いて、市内の発掘調査成果を紹介いたします。また、この展示を見ることで、市内の旧石器時代から近現代までの歴史の流れを通して理解してもらおうようにいたします。

会期については、令和2年7月4日（土曜日）から10月11日（日曜日）まででございます。展示内容につきましては、要項の4番目に記載したとおりでございます。また、要項の10に記載しました関連事業につきましては、ナイトミュージアムと夏季体験学習会を計画しております。ナイトミュージアムは、資料館のお隣にある狭野神社の六月灯に合わせて実施するもので、昨年も同様の企画をしたところ大変好評でしたので、2回目を実施するものです。夏季体験学習会は、8月4日から8日の5日間にわたって、市内の小・中学生を対象として、火おこし、勾玉作りなどを行うものでございます。

続いて、報告第27号 令和2年度巡回企画展「のぞいてみよう！まいぶんの世界 発掘調査の最前線」開催要項の制定についてでございます。

これも要項をご覧ください。この巡回企画展も、報告第26号と同様の趣旨で開催されるものです。都城市内には、地面の下に昔の人々の生活の痕跡が多数残されております。文化財保護法では、このような文化財を埋蔵文化財と規定しておりまして、私たちはこれを略してマイブンと呼んでおります。今回の巡回企画展では、発掘調査を行うことが市内の各地域の歴史の復元につながっているということを知ってもらうために、埋蔵文化財とは何なのかを解説した上で、埋蔵文化財を調べる方法について、分かりやすく紹介いたします。

会場は、都城市立図書館、祝吉地区公民館、高城生涯学習センター、ウェルネス交流プラザの4カ所でございます。それぞれの会期につきましては、要項の2番目に記載しております。今回、要項の8番目の展示レイアウトをご覧ください。これは、市立図書館の図面でございますけれども、図面の上のほうに、市立図書館のギャラリーの平面図がございます。出土品の展示だけではなく、都城市内の遺跡の位置を示した地図を部屋の床面に敷いて、そこで遺跡を表示いたします。また、会場の奥のほうに、発掘体験ゾーンと書いてありますが、発掘体験ができるコーナーを初めて設置する予定です。

報告事項の最後になります。続きまして、報告第28号 令和2年度都城歴史資料館企画展「あの日々を忘れない 太平洋戦争と都城」開催要項の制定についてです。これも要綱をご覧ください。令和2年は、太平洋戦争終結から75年の節目にあたる年でございます。戦争体験者の高齢化が進み、市民のほとんどが戦争を知らない世代となりました。この展示では、都城と太平洋戦争との関わりについて知る機会が少なくなってきておりますので、太平洋戦争に関連する収蔵資料や戦争体験談を展示しまして、当時の都城の様子について紹介いたします。本市の次世代を担う子どもたちが戦争の記憶を継承し、平和について考える機会とさせていただくために開催するものでございます。

会期につきましては、令和2年7月4日（土曜日）から10月11日（日曜日）でございます。要項6に記載した展示構成をご覧ください。導入に、平和とは何かという問いを掲げ、太平洋戦争前夜から終戦、戦後復興までをパネルや実物資料を展示して解説いたします。この中では、昨年度募集した「私が聞いた戦争の体験談」を展示の中に取り組みよういたします。また、今回は来館者に展示を見ていただいた後に、感想や、平和のためにできることについての意見を集めることも計画しております。

続きまして、議案2件についてご説明いたします。

まず、議案第5号でございます。都城市文化財保護審議会委員の委嘱についてでございます。都城市文化財保護審議会は、文化財保護条例第4条に基づき設置されているもので、委員10名以内で組織。そして、

任期は2年となっております。現在の委員の任期が、平成30年6月1日から令和2年5月31日までとなっておりますので、6月1日に委嘱する委員を議案第5号の別紙、それから関係資料にお示ししておりますが、10名の方をお願いしたいと考えております。10名の内8名の方が再任になりまして、2名の方が新任になります。新任のお一人目、表の4番目、西紘平さんですが、この方は、現在、足が不自由なために、文化財の調査が困難となっております委員の濱畑太海さんの後任となります。それから、西さんは植物学を専門とされておりまして、「都城盆地の周辺の植物」という本を編集されております。新任のお二人目、表の9番目の関周一さんですが、この方は高齢を理由に今期をもって委員を辞めたいと申し出のありました現在の委員の佐々木綱洋さんの後任となります。関さんは宮崎大学の日本史の教員で、中世から近世の歴史がご専門でございます。

なお、本年度は審議会を2回開催する予定で、1回目を年度前半、2回目を後半に予定しているところでございます。

最後になります。議案第6号 都城市歴史資料館運営委員の委嘱についてでございます。都城歴史資料館運営委員会は、歴史資料館条例の第12条に基づき設置されているもので、任期は2年です。平成30年6月1日から令和2年5月31日までの現在の方の任期となっております。委員の人数につきましては、条例の第12条第2項で5人以内で組織されるとなっておりますが、現在の委員が3名で構成されております。今回、資料館と本市の歴史文化の認知度を向上させるために、1名増員して4名とするものです。別紙の関係資料をご覧ください。橋本孝則さんは再任でございます。それに加え、展示運営全般に関して谷口武範さん、地元との連携に関して明利克さん、学校との連携に関して蔵留典子さんをお願いしたいと考えています。開催時期はまだ未定なのですが、今年度1回の開催を予定しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、どうかよろしく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

報告が3つあります。そして、議案が2つございましたけれども、どこからでも結構でございます。質問等ありましたらよろしく願いいたします。

○赤松委員

企画展と巡回企画展というタイトルが2つあるのを聞いていたのですが、巡回企画展というのは、ご説明を聞くと、場所を変えて持ち回りで行く展示会、企画展というのは、今年新たに取り組むというそういう考えでよろしいですか。

●文化財課長

例年行っております年度前半の埋蔵文化財保存活用事業に伴う企画展示でございます。

◎教育長

場所は歴史資料館で。

●文化財課長

場所は歴史資料館です。

○赤松委員

わかりました。タイトルはそれでよく理解できたのですが、ナイトミュージアム500人という目標になっているのは、大丈夫かなと思って。

●文化財課長

昨年度の実績が488名でございましたので、一応、沢山の方にいらしていただきましたので。

○赤松委員

人が多いほうが盛況で、事業の効果もあっていいと思うのですが、夜の歴史資料館を歩くということにつ

いて安全面が大丈夫かなと思ったところでした。失礼しました。

◎教育長

入れ代わり立ち代わりですので。

●文化財課長

そうです。六月灯にいらっしゃった家族連れの浴衣姿のお父さん、お母さんが子どもを連れて。

○赤松委員

どのくらいの時間行われるのですか。

●文化財課長

時間帯を3時間ぐらい設定しまして、その中で、花火が上がる前までの時間帯にどうぞお越しくささいと、体験メニューとかも用意をして、来ていただくようにしております。

○赤松委員

むかしむかしの暮らし体験は毎回20人の10回で200人、これは妥当な人数だなと思ったところだったのですが、ちょっと500人大丈夫かなと心配したところでした。申し訳ありませんでした。

◎教育長

ありがとうございました。

ほかにはございませんでしょうか。

○濱田委員

企画展ですけれども、巡回のほうも、新型コロナウイルスの状況によって延期や中止もあり得るのでしょうか。

●文化財課長

それは当然、そういう状況が市内で発生をしたと、感染者が発生したという場合には、残念ながら中止をせざるを得ないかなと思います。

○濱田委員

現在は、このまま収束の方向に向かうという判断でしょうね。

●文化財課長

あくまで予定として計画をしているところでございます。

○濱田委員

企画展は面白そうですね。

○赤松委員

この巡回企画展なり、埋文の世界、あるいはあの日々を忘れないというどの取り組みも古代や歴史に興味を持つ子どもは関心があることだと思います。あるいは、現在があるのはそういう戦争、苦しい体験をなされた方の努力の結果、今、それにつながっているとか、そういうことを気づかせて、これからの平和とか、あるいは科学的なもの見方とか、そういうものを育てていくのに非常にいい取り組みだと思いますので、多くの方が参加できるようなそういう取り組みに、ぜひしていただけたらと思います。コロナの影響で実施することができないということは仕方のないことですが、できる範囲ならできるだけ多くの方に頑張って参加していただけたらと思います。

◎教育長

ありがとうございます。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第26号、27号、28号、議案第5号及び第6号を承認いたしますので、どうかよろしくお願いたします。

●文化財課長

ありがとうございました。

【議案第7号】

◎教育長

それでは、議案第7号を美術館長から説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●美術館長

美術館でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第7号 都城市美術展運営実行委員会委員の委嘱についてご説明させていただきます。都城市美術展運営実行委員会設置要項第4条の規定に基づきまして、別紙の18名を第67回都城市美術展運営実行委員会委員として委嘱するものです。

別紙をご覧ください。18名全て再任でございます。再任の括弧書きの数字につきましては、再任の回数になっております。それぞれの先生方の専門につきましては、関係資料をご覧ください。なお、5月下旬に開催を予定しております第1回運営実行委員会につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、書面決議といたしまして、開催の可否について諮っていきたいと考えております。結果につきましては、次回定例教育委員会で報告させていただきます。

ちなみに、市美展の会期予定は9月19日（土曜日）から10月4日（日曜日）を予定しております。

以上、よろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、都城市美術展運営実行委員会委員の委嘱についてでございましたが、何かご質問がありましたらよろしくお願いいたします。

それでは、議案第7号を承認いたします。どうかよろしくお願いいたします。

●美術館長

ありがとうございました。

【報告第25号】

◎教育長

それでは、報告第25号を生涯学習課長から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

●生涯学習課長

生涯学習課の加藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第25号 令和2年度都城市成人式開催要項の制定について説明します。

まず、説明に入ります前に、来年予定しております成人式につきましては、新成人が全国から集まること、さらに開催場所が各地区公民館や中学校体育館と室内で行われるため、三密が避けられず、感染予防対策が難しい状況にあると今、考えております。また、現段階では、新型コロナウイルスの収束が見通しが立たないため、開催までに段階的に実施の可否を判断したり、実行委員会での検討事項を簡略化して、会議の回数を減らしたり、小・中学校の卒業式、入学式のように縮小しての実施等も含めた検討が今後必要になると考えているところです。生涯学習課としましては、成人式をやってあげたいとの思いのもと、知恵を出し合っ様々な可能性を探っていきたいと考えております。

本日は、事業実施の基本となる開催要項の制定に当たり、従来の成人式のスケジュール及びスタイルで開催する場合の要項を作成しておりますので、この点でご審議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

まず、開催要項をご覧ください。

趣旨は、成人式を迎えた成年を励まし、社会人としての自覚を促すとともに、成年教育の一環として式開催までのプロセスを含め、成年が地域づくりの新たな担い手に育つよう機会を創出するものです。成人式は、15 地区別及び支援学校、県立附属中の 17 単位で実行委員会を立ち上げ、原則として、来年 1 月 4 日から 11 日の成人の日までの期間で開催するものです。対象は、平成 12 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた方で、本市在住または出身者であります。それぞれの地域で特色あるアトラクション等の企画に取り組んでいただいております。

次のページの補足説明資料をご覧ください。

上段の事業費についてですが、成人式開催の予算としまして、各成人式実行委員会への委託料としまして、基本額として均等割 11 万 5 千円に対象者数割として一人当たり 800 円を加算して支払います。また、8 月の実行委員会開催に先立ち、広報誌等を通じて新成人の実行委員を募集します。そのほか、地元実行委員として、自治公民館、壮年団体、PTAなどの地域の社会教育関係団体、家族、年齢の近い成年層などにも声かけして、実行委員会を立ち上げます。実行委員会議の中で、日時や会場、来賓など式典内容等を確認しながら、式典の準備を進めていきます。設営等の事前準備や片付けも実行委員会で行います。なお、駐車場のほか、寒さ対策や喫煙、飲酒については、記載のとおりです。

次ページ以降は説明申し上げました実行委員会予算、年間スケジュールなどについて細かく記載しております。なお、来年の新成人数はまだ確定しておりませんが、今のところ 2 千人程度見込んでおります。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

◎教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、報告第 25 号につきまして、何かご質問がありましたらよろしくお願いたします。

○濱田委員

ご説明ありがとうございました。

開催要項の補足説明のところですが、開催要項の次のページの 4 つ目の市外からの転入者について、出席する会場について住所地でも、勤務地でもどちらでも出席可能ととなっております。住所が市外であって、勤務地が市内であった場合、連絡が市外の自治体からいくでしょうが、勤務地には連絡がいかないですね。それは本人の勤務地でいたいという要望があるということでしょうか。

●生涯学習課長

案内につきましては、市外に住民票を置いていらっしゃる方につきましては、実家のほうに連絡等をとらせていただきますので、そちらをもって都城で出席されるのか、もしくは勤務地で出席されるのか、そういう判断はご本人さんから希望を伺って、その会場でいらっしゃるということで出席者名簿を作らせていただいておりますので、その辺は柔軟に、本人さんがどちらで出たいかという意思表示については、親元のほうにご連絡をして、募りたいと考えているのですが。

○濱田委員

親元は市内にあるということですね。

●生涯学習課長

基本になりますのが、卒業生名簿が基本になっていきますので、そこをもとにその当時の住所とかでわかる範囲で郵送いたしまして、郵返等があればそのあと連絡、もしくはそのときの友人関係で、今返送になっ

ているけれども、実行委員等を通じて連絡がとれないかというところは対応しているところです。

○濱田委員

わかりました。ありがとうございます。

◎教育長

ほかにございませんでしょうか。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

補足説明資料の事業費のことで少しお伺いしたいのですが、前のほうは一番上のほうに委託料はということで、その次のページには委託料で1.10倍するように書いてあるのですが、これは消費税の関係と考えていいのでしょうか。

●生涯学習課長

補足説明資料のほうには、1.10については明記しておりませんが、委託料の中に消費税分の1.10をかけた金額で、委託料を各地区にお渡しする準備をしております。申し訳ございません。資料のほうと整合性がとれていませんでした。

○岡村委員

準備品購入は認めないというのは、消費税が必要に。

●生涯学習課長

消耗品等とか、色々とアトラクション等に使う品物等の購入に当たっては、どうしても自作というのもありまして、材料費の購入とか色々ありますので、それらをひっくるめて、写真代もありますし、そういうものも入れて、どうしても消費税分がかかってくるのを見越して上乗せしている形になります。

○岡村委員

細かなところまで配慮していただいている、ありがとうございます。

◎教育長

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告第25号を承認いたします。ありがとうございました。

●生涯学習課長

どうもありがとうございました。

【報告第23号及び報告第24号】

◎教育長

それでは、報告第23号及び第24号をスポーツ振興課長から説明いただきます。よろしく申し上げます。

●スポーツ振興課長

報告第23号及び24号につきましては、庁議付議しておりますので、報告事件として説明させていただきます。

報告第23号 高城運動公園ほか3施設の管理運営方針につきましては、拠点施設の高城運動公園、地区施設の都城市高城勤労青少年ホーム、都城市石山体育センター及び都城市高城農村環境改善センターの指定管理制度の管理運営方針案になります。

施設の概要につきましては、高城運動公園は体育館の改修及び屋内競技場の整備により、大規模大会の開催や新たにフットサル等の利用者が増加しており、また、多目的広場では、ご存じのとおり、Jリーグチー

ム等のキャンプ地として利用されている施設です。また、地区施設の3施設につきましては、人材育成、健康増進及び農業の発展を図る目的で設置された施設でございます。高城公園と3つの地区施設の一括管理により、利用者の利便性の向上や利用促進が図られ、適切な施設の維持管理及び効率的、効果的な施設運営が図られるものです。現在は、NPO盆地スポーツクラブが指定管理者として管理しておりますが、実は、もう1カ所施設がありまして、高城町四家にあります高城多目的研修集会施設になりますが、この施設は、地元の方に限定した利用であること、また、利用手続き等を高城運動公園で行うなど不便な面があることから、今回は地域密着型施設として非公募で当該地区の団体による管理運営を行うことになりました。

よって、今回は高城四家の施設については外れるということになります。

高城運動公園ほか3施設の管理運営方針案につきましては、選定手続きは公募、指定管理期間は令和3年度から令和7年度の5年間、利用料金制度を採用することになっております。今後の予定といたしまして、5月に選定委員会を設置、6月に募集開始、9月に指定管理者候補者の選定、12月議会で議案提出、令和3年4月から管理開始となっております。

次に、報告第24号 地区体育館施設の管理運営方針につきましては、上長飯・一万城地区体育館の指定管理者の期間延長の1施設及び地区体育館等の22施設における管理運営方針案になります。上長飯・一万城地区体育館につきましては、施設の老朽化に伴い、新たに都城東公園内に妻ヶ丘地区の体育館を新設される予定です。新しい体育館が完成し、供用開始されるのは、令和3年10月の予定で、現在の体育館は令和3年9月末をもって閉鎖いたします。現在の体育施設の管理者は、非公募により妻ヶ丘町地区体育館が管理運営を行っておりますが、指定期間が令和2年度、令和3年3月をもって終了予定ですが、今回は体育館が閉鎖される令和3年9月までの6カ月間の期間を延長いたします。新たに建設される体育館の指定管理者の期間につきましては、供用開始の令和3年10月から令和7年度、令和8年3月末までの4年6カ月の指定期間となります。従いまして、老朽化した旧体育館の指定管理期間は6カ月間延長し、新しくできる体育館の指定管理者は、本来5年間ではありますが、6カ月を短縮するものでございます。

次に、地区体育館である地区体育館・市民広場及び多目的研修集会施設の22施設につきましては、令和2年度末に指定管理者が終了いたしますので、令和3年度から指定管理者の管理方針を定めるものです。指定期間は、令和3年から令和7年度までの5年間とし、非公募で使用料金制を採用いたします。これら地区体育施設の管理運営方針につきましては、12月議会で議案を提出する予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第23号及び24号につきまして、質問等ありましたらお願いします。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

24号につきましてお伺いしたいことが2件ございます。1点は、上長飯一万城地区体育館のことで、設置目的部分の2行目なのですが、昭和51年から供用を開始したという表現になっています。ほかのところは、管理を開始したということになっておりまして、どのように違うのかなということが1点と、昭和51年から施設が使われるようになったということであれば、ほかにも古いところが、管理で48年から管理されているところもありまして、これより古い体育館等についても今後の建て替え等はないのかなという2点、ちょっとわからなかったもので、教えていただきたいと思います。

●スポーツ振興課長

地区体育館は、全くそれぞれの年度で建物を建てておりますので、ばらばらの年度があります。以前は、指定管理はなかったもので、市の管理で行っております。供用開始と指定管理とは別な話になります。昔は、

もともとスポーツ振興課が直営といいますか、直接色々受付をしたりとかしていたのですけれども、指定管理を導入するときになって、全ての地区をまとめて指定管理を導入してスタートしていますので、スタートの期間は全部一緒です。

今、妻ヶ丘地区の建て直しを計画しているのですけれども、昨年度は姫城地区を大規模改修しまして、4月から供用開始しています。今、進めようとしているのは五十市地区体育館は老朽化がありますので、改修できないか計画をしているところです。それ以降の施設も建っている年度が色々ばらばらなのですけれども、まだ予定はされておられません。

○岡村委員

少しずつ状態を見ながら進めていかれているということですね。

●スポーツ振興課長

順次ですね。

○岡村委員

供用と管理の違いはどのようなのでしょうか。

供用開始ということと管理開始の違いを。

●スポーツ振興課長

管理を開始したのと供用を開始したのは一緒なので、供用で統一して、また修正をかけたいと思います。内容は全く一緒です。申し訳ありません。ありがとうございます。

◎教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第23号及び24号を承認いたします。ありがとうございました。

●スポーツ振興課長

ありがとうございました。

◎教育長

ここで1時間が経ちましたので、10分間の休息をとりたいと思います。45分からスタートさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

[10分間休憩]

【報告第17号、報告第18号、報告第19号、報告第20号、報告第21号、報告第22号及び議案第4号】

◎教育長

それでは、休憩前に続きましてお願いしたいと思います。

では、報告第17号、18号、19号、20号、21号、22号及び議案第4号を学校教育課長からお願いしたいと思います。

●学校教育課長

よろしくお願いします。

それでは、学校教育課報告及び議案事項についてご説明いたします。

まず、報告第17号 臨時代理した事務の報告と承認について。小規模特認校制度を利用した入学についてです。本年度小規模特認校制度を利用した入学・転入学の児童・生徒については、別紙のとおりとなっております。なお、本市の小規模特認校は夏尾小学校、夏尾中学校、笛水小・中学校となっております。平成31年4月1日は、特認校制度を利用した児童・生徒数は16名でした。本年度令和2年4月1日は18名、2名増となっているところです。こちらの表で言いますと、No.10とNo.18の児童・生徒が今回特認校制度を

利用して転入学しております。

続きまして、報告第18号 令和2年度都城市フッ化物洗口事業実施要綱の制定についてです。

令和2年度の都城市フッ化物洗口事業実施要綱を別紙のとおり制定いたしました。なお、本年度実施要綱制定に際し、昨年度の実施要綱の表現の一部をよりわかりやすい表現に変更しましたが、実施の内容等に変更はございません。

続きまして、報告第19号 令和2年度都城市フッ化物洗口事業実施に関する検討会設置要綱の制定についてでございます。

令和2年度都城市フッ化物洗口事業実施に関する検討会の設置要綱について、別紙のとおり制定いたしました。なお、要綱については、改定等がない場合でも、毎年制定することとしております。

続きまして、報告第20号 令和2年度フッ化物洗口事業モデル校の選定についてでございます。

令和2年度フッ化物洗口事業モデル校について選定いたしました。選定については、歯科医師会並びに都城市フッ化物洗口実施に関する検討会のご意見を踏まえており、本年度で全ての小学校がモデル校となります。なお、笛水小・中学校につきましては、小学校のみの実施となります。

報告第21号 臨時代理した事務の報告と承認について。

都城市結核対策委員会委員の委嘱についてでございます。今年度、都城市結核対策委員会委員について、別紙のとおり委嘱いたしました。委嘱期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなります。なお、この結核対策員会については、今後、結核の高蔓延国からの転入児童・生徒の増加を想定して、関係者機関と精密検査の方法や検査の流れ等について、より綿密に連携する必要があると考えております。

続きまして、報告第22号 令和2年度小中一貫学力向上指定研究事業に係るコアティーチャーの選任についてでございます。

今年度の小中一貫学力向上指定研究事業コアティーチャーについて、別紙のとおりといたしました。16中学校から各1名ずつ選任しており、選任期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなっております。丸がついている5中学校区が本年度の指定ブロックとなります。名前の右側にありますように、16名中初めてコアティーチャーに選任されたのが14名となっております。複数回選任されているコアティーチャーには、選任された回数を記しております。なお、高城中学校の中武英理子教諭は、昨年度は西岳中学校に所属しており、本年度高城中学校に異動になりましたが、2年連続選任されております。

続きまして、議案第4号 教科用図書北諸県採択地区協議会規約の改定についてでございます。

昨年度は、小学校の教科用図書の採択を行いました。本年度は中学校の教科用図書の採択を行います。本議案は教科用図書北諸県採択地区協議会規約の一部の改定について、審議をお願いいたします。

改定箇所は2カ所ございます。1カ所目は、規約の第5条 委員の任期でございます。これまでは委員の任期を明記しておりませんでしたので、専門委員と同じ期間にするため、「委員の任期は第4条に規定する協議の期間とする」を追記しております。2カ所目は、第8条 専門委員でございます。これまでは、専門委員の数は1教科につき7名以内となっており、社会科に関しては、地理・歴史・公民・地図帳の4種類を採択するため、専門委員、特に管理職の負担が大変大きいという課題がございました。そこで、専門委員の数を7名以内から8名以内に変更することで、管理職を2名委嘱することができ、適切に役割分担を行うことで、調査結果がさらに充実することが期待されます。なお、本件につきましては、三股町も本日同時に定例教育委員会に付議しており、双方の規約改定が整ったところで、規約の改定を行い、第1回の採択地区協議会において、規約の改定を含む説明を行います。

また、選定された教科用図書の決定に係る臨時教育委員会は、7月16日、木曜日、10時から12時の間で南別館4階研修室において実施いたします。あわせて、ご審議のほどお願いいたします。

以上で、学校教育課の報告及び議案の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎教育長

ありがとうございました。

6つの報告と1つの議案が上がっておりますが、何でも結構でございます、ご質問があればよろしくお願
いしたいと思います。

○赤松委員

先ほどコアティーチャーの選任についてご説明いただきました。市内の学力向上に係る大きな役割を果し
てくださっている先生方だと思っております。ひとつお尋ねしたいのは、このコアティーチャーに初年度認
定された方、初めてという方はどこか県外に研修に行かれたという機会があるという理解でよろしいのでし
ょうか。

●学校教育課長

本年度につきましては、東京等への県外視察研修は予定しておりません。昨年度までで市内全中学校区を
一回りしましたので、今度は今まで蓄積したものを活かしながら小中の連携をより進めていく、そちらに集
中するようにしたいと思っております。

○赤松委員

それはコロナの影響で中央のほうに行くことが適切でないという判断ではなく、ひと巡りしたので、より
そういう立場のこともやりようが理解できて、十分対応できるというそういうご判断ですか。

●学校教育課長

そして、横の展開を図りたい。地区によっては非常にうまくいっている地区がありますので、それを市内
に広げていきたいということで、そちらに力を入れたいと思っております。

○赤松委員

ぜひ、こういった方々の活躍を確認しながら、全員の先生方が一生懸命になるようなそういう機運を高め
ていただきたいと思っております。

●学校教育課長

努力いたします。

◎教育長

ありがとうございました。

ほかにはございませんでしょうか。

○濱田委員

教科書の選定協議会、議案第4号なのですが、仕組みがわからないので教えていただきたいのです。教科
書選定にあたって協議会というものをもまず置きますよね。そこには4名、会長、副会長、監事さんがおられ
る。何かある教科の教科書を選ばなければならないときに、その下に専門委員というのを配置するのですね。
それが8名だということですか。

●学校教育課長

それぞれの教科に専門委員をあてるのですが、その人数が社会科の場合、先ほどお話しましたように4つ
選ばなくてはいけない事情がありまして、非常に負担が大きいということで、通常、各教科に1名ずつ配置
している管理職を社会科だけは2人にしたいということでございます。

○濱田委員

全教科では7名で、本来は7名だったということですか。

●学校教育課長

これまで7名以内となっておりますものを負担軽減のため、今回8名以内とかえていただきたいという
ことでございます。

○濱田委員

8名の専門委員の方が教科書はこれがいいというのを協議会上げて、次に教育委員に諮るということですね。

●学校教育課長

採択協議会が採択の審議、選定を行ったものを、最終的に臨時教育委員会で教育委員の皆さんに認めていただくという流れになっております。

○濱田委員

よくわかりました。ありがとうございます。

◎教育長

ありがとうございました。

ほかにはございませんでしょうか。

○中原委員

説明ありがとうございました。

報告第20号についてです。フッ化物洗口事業のモデル校の選定についてです。もういよいよ最終段階にきたのかなと思っておりますが、未実施校についてのおおまかな理由がわかれば教えて下さい。これも毎年度、とりわけ乙房小学校はずっと年数が経過しておりますけれども、毎年打診をしているのか、一回お断りを受けたのでそのままなのか。それ以外も大枠でいいのですが、実施できない、しない理由を教えてくださいたいと思います。

●学校教育課長

昨年度、私が全ての未実施校を訪問し、校長に各学校の状況を伺ってまいりました。その中でフッ化物そのものの危険性を訴える保護者の方々がいらっしゃるなどして、アンケートを取った結果、三分の二以上の賛成を得られなかったということがわかりました。これにつきましては、今後とも丁寧な説明を繰り返していきたいと考えております。

○中原委員

ありがとうございます。

いわゆる保護者のアンケート上、三分の二を超えることができなかったということですね。

わかりました。

◎教育長

ほかにはございませんでしょうか。

○中原委員

学校が反対しているということではなく保護者ということですね。

●学校教育課長

アンケートは保護者を対象に行っております。

◎教育長

ほかにはございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第17号、18号、19号、20号、21号、22号及び議案第4号を承認いたします。

よろしくお願いたします。

●学校教育課長

ありがとうございました。

【報告第14号、報告第15号、報告第16号、議案第2号、議案第3号】

◎教育長

それでは、続きまして、報告第14号、15号、16号、議案第2号及び第3号を教育総務課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●教育総務課長

教育総務課でございます。

初めに、報告第14号 専決処分した事務 都城市教育委員会名義後援共催につきまして、ご説明いたします。

次のページをお開きください。

名義後援につきましては、令和2年3月14日から4月17日までに承認したものでございます。上段が令和元年度3件を承認しております。下段が令和2年度2件を承認しております。今回承認いたしました5件につきましては、全てこれまで承認したことのある事業、団体でございます。なお、下段令和2年度のNo.3宮崎県母親大会につきましては、昨年度は承認しておりますが、こちらの会場が宮崎市の佐土原総合文化センターでございます。新型コロナウイルス感染予防の観点から都城市外で行われる行事に後援することは、都城市民の市外への移動を誘発することにつながり、感染のリスクを高めかねないということから、今回不承認としております。内容につきましては後ほどご説明いたしますが、団体へは趣旨を説明させていただきましてご理解をいただいているところでございます。

次のページをお開きください。

共催につきましては、本年度に入り3件を承認しております。内訳につきましては、学校教育課2件、都城島津邸1件となっております。なお、今回承認いたしました事業の中でも、コロナウイルス感染予防のため中止・延期等になっている行事がございます。名義後援、共催ともに開催日の欄に中止、延期等につきまして4月22日時点での聞き取り内容を記載しておりますので、ご確認ください。

次のページをご覧ください。

名義後援等につきましては、市、教育委員会でそれぞれ承認をしているところでございますが、新型コロナウイルス感染症予防のため、当面の間、取り扱いを変更して行うこととしております。

名義後援の承認についてという資料の2番目、問題点・課題等をご覧ください。こちらに記載しております問題点等がございましたので、名義後援の申請時に裏面にあります同意書の提出を求めて、行事等での感染予防の徹底をお願いするとともに、近隣自治体が感染確認地域、又は感染拡大警戒地域となり、本市への影響があると判断された場合は、名義後援を取り消し、行事を中止していただくこととしております。合わせまして、現在、不要不急の外出の自粛を求めている状況でございますので、市外で開催される行事等の名義後援は行わないこととしております。先ほどご説明いたしました宮崎県母親大会の不承認はこの規定を適用したものでございます。共催につきましても、名義後援同様、新型コロナウイルス感染予防の対策を徹底するよう指導し、状況によっては施設等が使えなくなる可能性があることもお知らせしているところであります。

以上で、報告第14号の説明を終わります。

次に、報告第15号 専決処分した事務 教育委員会における令和元年度公文書公開請求、自己情報開示請求件数につきまして、ご説明いたします。

次のページをお開きください。

上段が公文書公開請求、下段が自己情報開示請求でございます。令和元年度は、公文書公開請求が15件、自己情報開示請求はございませんでした。

次のページをご覧ください。

公文書公開請求の詳細でございますが、No.1につきましては、保険加入に関しまして業者からの請求となっております。No.2につきましては、取り下げとはなっておりますが、請求者は早水公園体育文化センター等の指定管理に係る収支決算報告の書類の公開請求をされておりましたので、資料の準備をしておりましたが、当時、当該施設の指定管理者であった株式会社文化コーポレーション自体の決算報告等の資料がほしいということでしたので、市が所有する資料ではないということを理解されて、取り下げをされたということになっております。No.3から6につきましては、入札に関して業者からの請求となっております。No.7及び10から12につきましては、教科書選定等に関して、業者からの請求でございます。No.8、9につきましては、CRT テストに関する事で、8が落札者、9が落札されなかった業者からの請求でございます。No.13につきましては、電話料金に関して業者からの請求となっております。No.14につきましては、中学校の規則に関して、報道機関からの請求となっております。No.15につきましては、小学校の事件に関して、保護者からの請求でございます。こちらにつきましては、後ほど、学校教育課から報告いたしますが、部分公開としております。

次ページの都城市情報公開条例の第11条 公開しないことができる公文書及び第12条 部分公開に基づき当該児童以外の児童から聞き取った内容を非公開としたものでございます。

以上で、報告第15号の説明を終わります。

続きまして、報告第16号 専決処分した事務 令和2年度会計年度任用職員の配置につきましてご説明いたします。

次のページをお開きください。

令和2年度会計年度任用職員の配置状況でございますが、縦が課別、横が採用区分別、4月1日現在の配置状況でございます。左から3列目が職員数98名、その隣が再任用職員15名、その隣が会計年度任用職員でございますが、会計年度任用職員は職員と同じ勤務時間のフルタイム会計年度任用職員とそれ以外のパートタイム会計年度任用職員に分かれています。現在、育児休業中の学校教育課職員の代替としてフルタイム会計年度任用職員が1名配置されています。4月1日現在で、学校教育課で実際に勤務している正職員は21名でございますが、育児休業中の職員は課に在籍しておりますので、職員数は定数と同じ22名となっております。それ以外の方は全てパートタイム会計年度任用職員となります。フルタイムとパートタイムの会計年度任用職員を合すると269名となります。職員総計が382名でございます。

次のページをご覧ください。

会計年度任用職員の採用区分別配置状況でございます。配置数が多いのは、教育総務課の小学校、中学校事務、学校教育課の特別支援教育推進委員、算数科非常勤講師、小学校図書館サポーターやALT、また、生涯学習課の地区公民館職員などでございます。配置数が増員になった業務及び増員数は、学校教育課の小学校図書館サポーターが3名増員、ALTが1名増員、新規といたしまして、スクールソーシャルワーカーが1名、通訳が5名でございます。また、法改正により短期雇用の職員も全て会計年度任用職員として位置づけられることとなりましたので、文化財課の試掘確認調査作業員や補助員、また、美術館の収蔵作品展における監視受付業務などの職員も本年度から職員数に計上しております。

その他の事業につきましては、おおむね前年度と同数でございますが、4月1日時点で学校教育課、下から3行目、中学校教員支援事業は5名でございますが、その後、適任者を採用し、現在が昨年度同数の6名でございます。また同じく、学校教育課の特別支援教育推進事業は、4月1日現在で36名でございますが、特別支援が必要となった段階で随時採用し、5月1日時点では42名となっております。最大、本年度は49名までの採用枠を設けているところでございます。

以上で、報告第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第2号 公益財団法人都城建育英会評議員推薦につきまして及び議案第3号 都城市文化

振興懇話会委員の推薦につきましての2件につきまして、まとめてご説明いたします。

事前にお配りいたしました資料では、いずれも推薦委員の氏名の欄が空白でございますが、この委員会の協議の中で推薦者を決定させていただきたいと考えております。現在の各委員が就任されている各種審査会等の委員等につきましては、お手元に本日お配りしましたA4の資料1枚紙でございますが、各教育委員の審査会、協議会の委員等就任状況、こちらの資料をご覧ください。赤松委員が6件、中原委員、濱田委員がそれぞれ4件、岡村委員が3件となっています。公益財団法人都城育成会は、都城市及び三股町出身の優秀な学生生徒で、経済的理由により修学困難な者に対して学資を貸与し、修学の便宜を図り、もって有能な人材の育成に寄与するとともに、青少年の健全育成を図ることを目的に設置されているものでございます。

評議員の定数は4名以上10名以内とされており、任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議委員会の終結のときまでとなっております、令和2年6月の評議委員会までは、現在の評議委員の任期となります。

都城市文化振興懇話会は、広く市民の意見を反映し、文化団体等の育成と芸術文化の振興を図るために設置されているもので、芸術文化の振興に関すること及び文化振興基金の活用に関すること等を審議するとされています。懇話会は、委員10人以内をもって組織するとされており、任期は委嘱の日から翌年3月31日までとなっております。市民生活部コミュニティ文化課が事務局を担当しており、男女共同参画の観点から今回は女性1名の推薦依頼となっております。

以上で、2件の委員推薦につきましては、現在の教育委員の皆様のご就任状況を鑑み、事務局案といたしまして、議案第2号 公益財団法人都城育英会評議委員につきましては、継続いたしまして濱田英介教育委員を、議案第3号 都城市文化振興懇話会委員につきましては、継続して岡村夫佐教育委員をそれぞれ推薦させていただきたいと考えております。

以上で、教育総務課の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、まず最初に、議案第2号と3号につきまして、事務局案が示されておりますので、それについて協議をしていきたいと思いますが、事務局はいかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、事務局案のとおりという形で承認をいたしたいと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

では、報告につきまして、報告が3点ありました。これにつきまして、ご質問等あればよろしく願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○濱田委員

報告第15号の自己情報開示請求一覧の表についてなのですが、14番、公立中学校の校則全てについて、市外業者が問い合わせがあつて公開したことということですが、問い合わせの趣旨がよくわからなかったのので、それをどう利用としているのかおわかりでしょうか。

●教育総務課長

それは、報道機関からの公開請求でございまして、こちらの内容にありますような校則がどういった内容になっているかというところを県内全ての教育委員会のほうに照会されたのではないかと思いますけれども。

○濱田委員

MR Tとかそういうところですか。

●教育総務課長

NHKです。

○濱田委員

わかりました。ありがとうございます。

◎教育長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

この表の表題なのですけれども、自己情報開示請求一覧となっているのですが、これは公文書公開請求ではないのですか。

●教育総務課長

そうですね、申し訳ございません。ご指摘のとおり、公文書公開請求でございます。

◎教育長

修正を入れておいてください。

●教育総務課長

申し訳ございませんでした。

◎教育長

よろしかったでしょうか。

○中原委員

名義後援の色々な今後の課題とか問題点、報告第14号ですか、色々時間的なものもあると思うのですが、名義後援をこちらのほうで許可をしました。ところが、イベント会社がそれにふさわしくない、いわば強行的に開催をしたとか、本来この流れでいきますと名義後援を取り下げたいという枠の中で、実際実行してしまった場合の罰則といいますか、そうしたものがあるのでしょうか。

●教育総務課長

現在、罰則等はございませんけれども、本来でしたら今、議員からご指摘があったとおりに取り下げをいただくところであると思うのですが、今回、このような状況下でございますので、万が一コロナウイルス感染症が都城市で発生した場合、名義後援自体をこちらが取り消しさせていただくというような扱いをしております。なおかつ、その行事を執り行わないという同意をいただいた上で名義後援を申請していただいている形になっておりますので、教育委員会で名義後援を取り消した場合には行事を行わないという確約をいただいて名義後援をさせていただいているという状況でございます。

○中原委員

わかりました。ありがとうございます。

こういった行事、イベント等でありがちなのが、チラシ、ポスター、ホームページへの名前を載せるというために後援をとるという話なのですが、それでも気をつけていたのが確認をする際にいいのかと思いましたが、お答えさせていただきました。ありがとうございました。

先ほどの報告第16号の配置状況で、別紙の2、学校教育課の中学校教員支援事業の5名が6名になりましたとご説明いただきました。こうなると、一番下の269名の合計は、

●教育総務課長

現在ではまだ増えております。先ほどの学校支援員と特別支援員も随時増加しておりますので、ここの数字が4月1日現在でこの数字となっております。

○中原委員

失礼いたしました。4月1日現在の状況ということですね。

わかりました。ありがとうございました。

◎教育長

ありがとうございました。

ほかにごいませんでしょうか。

それでは、報告第14号、15号、16号を承認いたします。ありがとうございました。

●教育総務課長

ありがとうございます。

【報告第29号】

◎教育長

続きまして、報告第29号を教育部長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●教育部長

それでは、報告第29号 令和2年度4月補正予算につきまして、ご報告申し上げたいと思います。

まず、歳出予算について説明したいと思います。

資料を3枚めくっていただきまして、令和2年度委員会説明資料（歳出）と書いてあるものをお開きいただきたいと思います。

事業名に記載の指定がありますように、幼稚園における新型コロナウイルス対策費といたしまして、150万円の増額補正を行ったところがございます。事業内容の欄をご覧ください。市内の3つの公立幼稚園に各1台、除菌水精製装置を購入するための備品購入費を増額補正したところがございます。この装置を使いまして、次亜塩素酸水を精製いたしまして、園児らの手指のほかに、おもちゃでありますとか、遊具、そういったものの除菌を行っていくというものでございます。なお、財源につきましては、前のページをご覧くださいと思いますが、委員会説明資料の債務に記載してありますように、事業費の全てを教育支援体制整備事業費交付金を充てる予定でございます。

以上で、今回の4月補正予算の報告を終わらせていただきます。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第29号につきまして、ご質問等あればよろしくお願いいたします。

それでは、報告第29号を承認いたします。よろしくお願いいたします。

11 その他

◎教育長

次に、その他となりますが、先ほどの「生徒指導状況報告の概要」について先にやりたいと思います。

生徒指導状況報告の内容3月分をご覧ください。

まず、非行等の問題等につきまして、3月中は小学校での万引きが発生しております。

続きまして、不登校につきましては、3月期はほぼ学校が休校状態でしたので、そこでグラフがとまっている状況でございます。最終的には30日以上欠席した者が小学校49名、中学校が171名、昨年度比にしますと、昨年度は小学校26名で、中学校は126名でございましたので、相当数上がってきているということでございます。また、新型コロナウイルスの状況下において、子どもたちは家庭で過ごしているということで、今後は非常に心配でございます。注視しながら進めていきたいと考えております。

続きまして、交通事故につきましては、小・中学校ともに0件でございます。

いじめに関することでございますけれども、これにつきまして、報告自体が休校中のため、学校生活の中では行われておりません。ただし、中学校で1というのがついていると思います。この1は、白雲中学校で

ございまして、寄宿舎状態でございますので、ここは把握しているということでございます。白雲中学校の1年生がその当時の3年生に嫌な思いをしたというようなことの事案が上がっておりますが、その子たちも今は卒業をしている状況でございます。ですので、現在、白雲中学校には在籍していないということになります。

その他でございます。

不審者声掛け事案も0件になっています。その他、虐待が小学校2で、中学校0件になっております。

以上でございます。

今のことにつきまして、何がご質問はありませんか。よろしかったでしょうか。

それでは、引き続き、その他としまして学校教育課から連絡事項がございます。

これにつきましては、先ほどの報告第15号で出てまいりました情報公開の事例の中の15番、今町小学校からの自己報告書の請求があったということで、これについてのお話をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

[オフレコ]

◎教育長

続きまして、教育総務課から、4月、5月中止、それから休止になったイベント等についての報告をお願いします。

●教育総務課主幹

私のほうから報告したいと思います。

資料のほうは、クリップ止めで先日お渡しした5月7日、定例教育委員会の事務連絡というのがございます。大きく1、2、3と表題を打っておりますけれども、こちらの1番目をご覧ください。

コロナウイルス感染症対策のため、中止または休止になったイベント、教室等についてでございます。3月または4月の定例教育委員会で報告を出しました事件について、まず説明いたします。

No.1から6まで載せておりますけれども、文化財課のイベント、それから島津邸、高城地域振興課のイベントが書いてございますが、次にいっていただきますと、期日ですとか、開催の期間が掲載してあるところです。右から二番目の状態というところなのですけれども、基本的に、一番目の文化財課の「いざ春の陣」というのは中止、二番目の島津邸の「五月人形展」につきましては、開催日を当初しておりましたが、途中でご存じのとおり、国の緊急事態宣言を受け、4月12日から5月10日が臨時休館となりましたので、途中で中止をいたしております。ただし、今日の午前中、担当課長集まりまして、5月11日以降のそれぞれの館ですとか、施設の再開というのを昨日、一昨日市のほう公表しておりますが、それに伴って五月人形展は延期をしないと、5月10日に終わるのではなく期間を延長したいということでございます。また、日にちのほうは決まっておりますが、お知らせをしておきます。4番目のお城の鯉のぼり、高城のイベントにつきましては、実施中でございます。そのほかは基本的に中止をしたところでございます。

また上の表のほかにも、下のところに書いてありますが、学校教育課の中学生海外交流事業、生涯学習課の市民大学講座などは中止。続きまして、地区公民館で行っております高齢者学級、生涯学習課のこどもフェスティバル実行委員会、よかよか学習ネットワーク事業などを一旦休止をしております。

以上でございます。

続きまして、2つ目の令和2年度第1回総合教育会議の日程と議題の案についてでございます。

本年度の第1回総合教育会議の日程を7月29日、水曜日、13時半から予定をしております。予定の調整等をよろしくお願ひしたいと思っております。

今回の会議の議題なのですが、前年度の第2回の総合教育会議でも議事に上がりました都城市教育大綱の改定、第二期の策定ですけれども、こちらについてということが一つ。もう一つは、今日現在のご提案なの

ですけれども、生涯学習課が提案しているところなのですが、地域の人づくりとつながり醸成についてということで、これはクリップどめしていた資料の2枚目に少し詳しく載せてあります。議題があつて、2番目に目的を書いております。3番目の話ということで、こういうふうに展開をしていければいいかなということでございます。

4番の着地点のところを触れてみますと、組織・団体等の意識向上のため、研修・講座等を積極的に実施する。地域のリーダーの発掘、育成、地域版の人材バンクを創設する。例えば、人的ネットワークの形成、それから、地域への関心向上に向けた生涯学習メニューの研究、提案。最後に、地域活性化の拠点となります、今現在建て替えが色々な地区公民館が進んでおりますけれども、これらを活用した地区公民館の役割とか、多世代交流の場、団体情報の集約方法ということで、個人的にもこういうことができればいいなと思うことがあったのですけれども、地区公民館がせっかく新しくなっている中、先ほどの高齢者学級とか、これまでの事業に加えて、新たな施策を打っていくのも必要かなということで、教育委員会からのテーマの中にもう一つ上げさせていただければと思っているところです。

これにつきましてはまた、担当部局の総合政策課のほうが市長のほうに伺いを立てまして、このテーマでいきましようということになりましたら、資料を作成して、次回の定例教育委員会でお示ししていきたいと思っております。

以上です。

3番目にまいります。3番目は今出てきましたけれども、都城市教育大綱第二期の(2)項についてとしておりますが、こちらはカラーで大綱の冊子を今回お渡ししております。先ほど言いました。第二回の昨年度の総合教育会議のほうでお示ししたのが、大綱の第二項と私は言っていますけれども、タイトルの表紙に、事務局素案バージョン2ということで書いてありますけれども、これが今現在の最終版ということになります。この大綱と一緒につけております、ちょっと字が小さくて、大変申し訳ないのですけれども、この大綱はバージョン1です。大綱の第1項を見ていただいて、濱田委員の名前が入っているのですけれども、総合教育会議でいただきましたご意見をどういうふうに反映させたかというのが、いただいたご意見と真ん中から、考え方対応ということで、市としてはこういうふうに考えましたので、黄色と青で色づけをしてみましたけれども、黄色は既にもととの大綱案に含まれているということで、ご了承いただきたいと思っております。青にしているところが、追記という言葉を折り込むのですけれども、いただいた意見を追記しましたということになりまして、内容はまた確認いただきたいのですけれども、追記した部分は青色という表示をさせていただきました。合わせて裏面に、A4の表裏あるのですけれども、裏面は、この大綱に係る部署ということで、総合政策部から福祉部の保育課とこども課、市民生活部のコミュニティ文化課のほうにも照会をして、意見があつたということで、この意見もそれぞれ管理しております。この状態になっていけば素案のほうに取り組むということになります。

今、お渡ししました事務局案につきまして、本日、お渡しいたしましたので、お目通しをいただきまして、ご意見等をまた引き続きありましたら、この大綱そのものにご記入を、手書きで結構ですので、ご記入いただいたものを次回の定例教育委員会にご持参いただいて、集約をさせていただければいいかなと思っております。今後のスケジュールということで、そこに載せておりますけれども、6月3日が次回の定例教育委員会です。こちらにお持ちいただければと思います。その後は、総合政策課のほうと調整をしまして、また、先ほど言いましたように、ご意見をどういうふうに反映したかというのを各委員のほうへお知らせしたいと思っております。6月中に総合政策課のほうでは大綱の最終案ということで固めて、市長のほうに協議をしたいと思っております。計画をしております。また、最終版をもって7月22日の、先ほど言いました第1回総合教育会議の中で議事に取り上げて、協議をしていただくということです。

以上で、3点報告を連絡させていただきました。何かご質問等がありましたら、お願いします。

◎教育長

事務連絡につきまして、ご質問等あれば、よろしくお願ひいたします。

○濱田委員

ご説明ありがとうございました。

今の総合教育会議のテーマの件でご説明ありまして、例えば、別紙様式の担当課記入欄というところに、生涯学習課からの提案ということが書かれていて、記入例が横にありますよね。右側に、虐待をどう防ぐか、子どもを守る学校づくりと書いてありますが、我々教育委員に何かテーマがあればということで、それを要望されているのでしょうか。

●教育総務課主幹

すみません、説明が足りませんでした。今回、テーマとしてあちらに推薦といいますか、したいというのがこのテーマということで、委員の皆様からまたご意見をいただくのは、これでいきましょうと決まったら、また、パワーポイントといいますか、A4の横長の資料を作成しますので、出来上がった資料に対してまた、今後、ご意見をいただきたいと思っておりますので、資料ができてからお願いしようと思っております。

○濱田委員

記入例というのは、

●教育総務課

これは私のほうが各課にこういう感じで記入をしてくださいということでお示したものです。

○濱田委員

この欄の左右は関係ないということですね。

◎教育長

右側につけて出すというから誤解が生まれるので、こういうときには記入例は消して出してくださいね。お願いします。これを見ながら各課が書いたものですね。

●教育総務課主幹

これを見ながら各課が書いたものです。

○濱田委員

わかりました。

◎教育長

ほかにございませんでしょうか。ご質問等。

ではまた、スケジュールに則った形でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、それ以外に事務局から連絡等ありませんでしょうか。

●教育総務課主幹

それでは、お手元にまたA4裏表で行事予定表をご覧ください。

本日から6月末までの行事予定を掲載したところなのですが、これによりますと、本日の一番頭に出てきます5月の定例教育委員会の後は、委員の皆様に出会いただくのは、裏面の中程にあります次回の6月3日、6月定例教育委員会のみということで把握をしております。もし、このほか漏れとかありましたらお知らせいただけると助かります。お願いします。

○濱田委員

教育長にお伺ひしたいのですが、支援訪問はあるのですか

◎教育長

今のところ実施する予定で組んでおります。ただ、この時分なので、子どもたちがいないとどうにもこうにもならないので、開けるのが多分再来週の25日からになりますので、そこからで組み直しをしたいと思

います。決まりましたらすぐにお知らせをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

一応、実施校の校長会は終わっているのですが、全ての学校が実施できるかどうかというところが、はまるかどうかちょっとわかりませんので、至急そこはさせたいと思いますので、もう少しお待ちください。

ほかにございませんか。よろしかったでしょうか。

ちょうど時間となりました。

これをもって、令和2年5月定例教育委員会を終了いたします。

ありがとうございました。